

事業主(給与支払者)の皆様へ

外国人の方が退職し出国される場合は、納税管理人の届け出と市県民税の納税にご協力ください

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続(書類の受け取り、納税、還付金の受領など)を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、別紙「第6号様式 納税管理人申告書兼承認申請書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

1 出国される方が**特別徴収**の場合

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の市県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応
1月から5月までの間	この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。1月1日に住民票が尾道市にある方は、帰国されても、新年度の市県民税が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。別紙「市県民税税額試算依頼書」で対象者を市民税課にご連絡ください。新年度の税額(概算)を事前にお知らせしますので、出国前に税額を預かっていただき、6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。

2 出国される方が**普通徴収**の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の市県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。